

「第1回化粧品開発展（大阪）」静岡県ブースに係る装飾等委託業務 企画提案コンペ実施要領

1. 業務の目的

「第1回化粧品開発展(大阪)」に静岡県ブースとして共同出展を行うことで、静岡県内化粧品・化粧品メーカー及びOEMメーカーの販路開拓を支援する。

2. 業務の概要

- (1) 業務件名 「第1回化粧品開発展(大阪)」静岡県ブースに係る装飾等委託業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 委託契約締結日から令和2年9月11日（金）まで
- (4) 予算上限額 1,700千円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 応募の方法

- (1) 提出書類
 - ①企画提案コンペ 参加申込書（様式1）
 - ②提案内容（様式は任意。平面図、立面図、パース図は必ず添付すること。）：1部
 - ③見積書（積算内訳を具体的に記載すること。）
 - ④反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式2）
- (2) 提出期限 令和2年7月31日（金）17：00必着
- (3) 提出方法 郵送または持参による
- (4) 提出先 公益財団法人静岡県産業振興財団 フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンター
（担当部署） 〒420-0853 静岡市葵区追手町4-4-1 静岡県産業経済会館2階
TEL：054-254-4513 E-mail：izukawa@ric-shizuoka.or.jp

4. 受託候補者の選定

- (1) 選定方法 提出書類を基に書面審査により最も優れた提案を選定する。
- (2) 選定基準 「一体感のあるデザイン」等の6項目を、各項目3点満点で採点する。
（審査項目は仕様書参照）
- (3) 結果の通知 受託候補者が決定次第、採用可否のみを応募者全員に文書で通知する。

5. 契約の方法

- (1) 契約の締結
選定結果を令和2年8月上旬に通知、選定以降に業務委託契約書を締結する。
- (2) 企画提案書との関係
企画提案書に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。
ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、当財団と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更または削除を行うことがある。

6. その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 企画提案コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担する。

(様式1)

令和 年 月 日

公益財団法人静岡県産業振興財団

理事長 中西 勝則 様

所在地

企業名

代表者名

印

「第1回化粧品開発展(大阪)」における静岡県ブース装飾等委託業務
企画提案コンペ 参加申込書

「第1回化粧品開発展(大阪)」における静岡県ブース装飾等委託業務の企画提案コンペに
参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

1. 会社概要

企業名			
代表者名			
所在地			
電話番号		FAX番号	
設立年月		資本金	
従業員数		前年度売上高	

※会社パンフレット等の既存印刷物があれば添付してください

2. 提案内容のポイント

--

※デザインやレイアウト、経費積算において、工夫した点や特徴などを簡潔に記載してください。

3. 業務の執行体制

No.	担当・役割	氏名	自社／自社以外	経験年数	所属部署
1					
2					
3					

※「担当・役割」欄は、統括責任者、設営現場責任者、設営現場スタッフ等を記載してください。

設営現場スタッフ等について、未定であれば「氏名」欄に人数を記載してください。

4. 類似業務に関する実績

No.	展示会名	業務の内容	開催年月	開催場所	発注者名
1					
2					
3					

※展示会等のブース設営に係る業務実績を記載してください。

設営ブースの写真があれば、添付してください。

(様式2)

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

公益財団法人静岡県産業振興財団
理事長 中西 勝則 様

私は、次の1の各号のいずれかに該当し、若しくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、又は1に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴産業財団への申込が拒絶され、又は、申込に基づく決定が取り消されても異議を申しません。

また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

1 貴産業財団との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員等（暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - ア 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - エ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - オ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

2 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴財団の信用を棄損し、又は貴産業財団の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 上記に関して不法行為があった場合は法的措置(民事・刑事)を講じられても構いません。

記入日 令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名又は
個人事業主の氏名

